

仕 様 書

自動販売機の仕様及び管理運営上の遵守事項

1 自動販売機の仕様

(1) 大きさ

設置面積（転倒防止板及び使用済み容器回収ボックスを含む）は、「位置図・平面図」において示す各設置箇所の設置範囲に収まる大きさとし、高さは2m以内とすること。

(2) デザイン

塗装色については特に指定しない。

(3) 環境対策

いわゆる「低GWP冷媒・ヒートポンプ機」とすること。

ア 省エネルギー

- ・「ヒートポンプ」技術を採用した機種であること。
- ・併せて、「ゾーンクーリング」、「照明の自動点滅・減光」、「学習省エネ」、「真空断熱材」、「ピークカット」、「LED照明」等の消費電力量の低減に資する技術を採用していること。

イ 地球温暖化防止

冷媒・断熱材発泡剤等にフロン又は代替フロン（HFC類、HFC類）を使用していないこと。
（いわゆる「低GWP冷媒」。代替フロンは温室効果ガスのため不可。）

2 自動販売機の設置及び管理運営上の遵守事項

(1) 設置

自動販売機の設置に当たっては、安全対策として、JIS規格及び業界自主基準に準拠した転倒防止措置を講じること。

(2) 管理運営

- ア 食品衛生について、商品販売に必要な営業許可を受けるとともに、関係法令及び業界自主基準を遵守し、衛生管理に万全を期すること。
- イ 商品の補充、売上金の回収、釣り銭の補充等は設置事業者が行うとともに、常に商品の賞味期限に注意し、適切な在庫・補充管理を行うこと。
- ウ 使用済み容器の回収ボックスは、原則として自動販売機1台に1個以上の割合で貸付面積を超えない範囲で設置し、設置事業者の責任で適切に回収、リサイクル及び設置場所周辺の清掃を行うこと。また、回収ボックスから使用済み容器が溢れたりすることがないように、適切な維持管理を行うこと。
- エ 商品の搬入・廃棄物の搬出等を行う時間及び経路については、本県の指示に従うこと。
- オ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置事業者の責任において対応するとともに、自動販売機本体に故障時の連絡先を明記すること。
- カ 自動販売機を設置・運営する権利を第三者に譲渡又は転貸することはできません。

(3) 販売商品及び販売価格

ア 販売商品は、食品（パン、カップ麺、健康食等）及び飲料（清涼飲料水、乳飲料等）とし、酒類は販売しないこと。

イ 飲料容器は、缶、ペットボトル、ビン、紙パック等密閉式の容器とすること。（カップ式は不可。）

ウ 販売価格は、標準小売価格を超えないこと。